

綾瀬市立小中学校防犯カメラの管理及び運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、綾瀬市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が設置し、綾瀬市立の小中学校において管理する防犯カメラシステムに関し必要な事項を定めることにより、防犯カメラシステムの適正な運用を図り、もって個人の権利利益の保護に配慮しつつ、学校敷地内における児童及び生徒の安全確保並びに学校施設の保全の一助とすることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「防犯カメラシステム」とは、防犯カメラ、映像記録装置及び映像表示装置の一式（これらを接続するために必要な機器及びケーブル類並びに制御用のソフトウェアを含む。）をいう。

(防犯カメラの設置場所等)

第3条 防犯カメラシステムについては、各小中学校の校長が必要性について検討した内容に基づき教育委員会と協議し、教育委員会が設置する。

2 防犯カメラは、原則として校門や中庭等不審者の侵入監視が特に必要と認められる場所を中心に撮影できる位置に設置するものとし、教育委員会が校長の意見を聴取した上で決定するものとする。

3 地域住民のプライバシー配慮のため、防犯カメラの設置に際しては、小中学校敷地以外の箇所が撮影範囲に含まれないよう留意するものとする。

4 教育委員会は、防犯カメラシステムを設置したときは、校門等に防犯カメラが作動中である旨の表示をするものとする。

(管理責任者)

第4条 防犯カメラシステムの適正な管理及び運用を図るため、防犯カメラシステムを設置する小中学校に管理責任者を置き、各小中学校の校長をもってこれに充てる。

2 管理責任者は、防犯カメラシステムの管理及び運用がこの要綱にのっとり、常に適正に行われるよう、防犯カメラシステムに関する事務を統括する。

(防犯カメラ取扱者)

第5条 防犯カメラシステムに関する事務を行うため、防犯カメラシステムを設置する小中学校に防犯カメラ取扱者を置き、各小中学校の教頭及び総括教諭をもってこ

れに充てる。

(防犯カメラ映像の閲覧者制限)

第 6 条 防犯カメラシステムを操作し、録画映像を確認できる者は管理責任者及び防犯カメラ取扱者のみとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理責任者は、録画映像の内容を確認するために必要があると認めた場合は、管理責任者又は防犯カメラ取扱者の立会いのもと、防犯カメラ取扱者以外の教職員に録画映像を確認させることができる。

(防犯カメラシステムの作動時間及び録画映像の保存期間)

第 7 条 防犯カメラシステムは、夜間及び日中の不審者対策のため原則として終日作動させるものとする。

- 2 録画映像の保存期間は、2 週間とする。
- 3 録画映像はシステム設定により期限後自動消去するものとする。

(録画映像の目的外利用及び外部提供の制限)

第 8 条 管理責任者は、録画映像を利用目的以外の目的に利用 (以下「目的外利用」という。) し、又は教育委員会以外の者に提供 (以下「外部提供」という。) してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令に定めがある場合。
- (2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合。
- (3) 捜査機関から特定の犯罪捜査の目的による要請を文書により受けたとき。

- 2 前項ただし書の規定により録画映像を目的外利用又は外部提供する場合は、管理責任者は、事前に教育委員会と協議しなければならない。

(防犯カメラシステム操作状況等の報告)

第 9 条 管理責任者は、事案の発生に伴い録画映像を確認した場合及び前条第 1 項ただし書の規定により録画映像を目的外利用又は外部提供した場合は、防犯カメラシステム操作状況等に関する報告書 (第 1 号様式) により教育委員会へ報告するものとする。

(個人情報保護)

第 10 条 管理責任者は、防犯カメラシステムの管理及び運用に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、その旨を防犯カメラ取扱者に

対し周知徹底しなければならない。

- 2 教職員は、防犯カメラシステムの運用により知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 3 この要綱に定めるもののほか、個人情報の保護については、綾瀬市個人情報保護条例（平成17年綾瀬市条例第3号）及び綾瀬市個人情報保護条例施行規則（平成17年綾瀬市規則第29号）の定めるところによる。

（庶務）

第11条 防犯カメラシステムに関する庶務は、学校施設管理主管課が所管する。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、防犯カメラシステムの管理及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

第 1 号様式（第 9 条関係）

防犯カメラシステム操作状況等に関する報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市教育委員会

管理責任者

長 印

綾瀬市立小中学校防犯カメラの設置及び運用に関する要綱第 9 条の規定に基づき、
次のとおり報告します。

1．報告の区分 （複数選択可）	事案の発生に伴い録画映像を確認した場合に係る報告 録画映像を目的外利用した場合に係る報告 録画映像を外部提供した場合に係る報告
2．事案発生日	
3．事案の具体的な説明	
4．当該報告に係るシステム 操作等をした者 （職名及び氏名）	
5．外部提供の年月日	年 月 日

1 件の事案につき行う報告が一連のものである場合（事案発生したため映像を確認し、後日、法令の定めにより外部に録画映像を提供した場合等）は、「1 報告の区分」欄を複数選択し、1 件の報告書にまとめて提出すること。

「2 事案発生日時」「3 事案の具体的な内容」欄は、システム操作等をするに至った不審者侵入・器物損壊等の発生日時、具体的な内容を記入すること。

「4 当該報告に係るシステム操作等した者（職名及び氏名）」が複数いる場合は、その全ての者を記入すること。

「5 外部提供の年月日」は、「録画映像を外部提供した場合に係る報告」の場合に記入すること。